

株式会社GIFTED 身体拘束等の適正化のための指針

事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

根拠となる法律

児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則です。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高い場合
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がない場合
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である。

身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修の実施
- ② 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により保存します。

身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

① 身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会(虐待防止等委員会内)を設置します。

(1)設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(2)身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は1年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催します。緊急な事態(数時間以内に身体拘束を要する場合等)は、職員より上長に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により、当該意見を踏まえ検討します。

② 身体拘束適正化のための職員研修

当法人では職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。実施の内容は開催の都度、記録を作成します。

③ やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1)カンファレンスの実施

やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化のための検討委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性、②非代替性、③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取組改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(2)本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を終え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人や家族に説明をした内容と方向性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得たうえで実施します。

(3)記録と再検討

身体拘束の内容、時間帯、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保管します。

④ 身体拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと同意書の再手続なく同様の対応を実施いたします。

指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

附則

本指針は、2022年11月10日より施行する。

本指針は、2025年1月23日から更新適用する。